

○国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資に関する Q&A

目次

〔総論〕	
国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資にかかる法令関係の概観	2
認定 VC 又は認定ファンドへの出資の意義について	3
〔VC 及びファンドの認定に関する事項〕	
認定ファンドの投資先は、自大学発ベンチャーのみに限られるのか	4
認定 VC 又は認定ファンドの無限責任組合員が備えるべき体制について	5
認定 VC 及び認定ファンドの国への報告義務について	7
〔出資に関する一般的事項〕	
国立大学法人等が出資を行う際の内部手続きについて	8
国立大学法人等が出資にあたり備えるべき体制について	9
出資の財源について	11
出資の相手方が赤字の場合における出資の可否	12
〔その他の事項〕	
出資によって取得した株式を長期保有することの可否	13
国立大学法人等と出資先の株式会社との関係	14
連結決算の要否	15

〔総論〕

国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資にかかる法令関係の概観

【答】

1. 国立大学法人法第二十二条第一項第九号及び同法第二十九条第一項第九号の定めにより、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、その業務として、産業競争力強化法第二十一条における認定特定研究成果活用支援事業者（認定 VC 又は認定ファンド）に対して、出資並びに人的及び技術的援助を行うことができます。
2. 特定研究成果活用支援事業者が文部科学大臣及び経済産業大臣から「認定」を受けるためには、「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）」第三号に定められた規定を満たす必要があります。
3. 従前の実施指針では、認定ファンドの無限責任組合員（GP）は認定 VC に限定されていたため、VC 及びファンドの両者が認定を受ける必要がありましたが、令和4年4月1日の改正により、認定 VC 以外が GP を務めるファンドについても認定の対象となったため、大学独自の VC を設立せず、ファンドのみが認定を受けて特定研究成果活用支援事業を実施することも可能となりました。
4. また、国立大学法人法第二十二条第二項及び同法第二十九第二項の定めにより、国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行おうとする場合には、上記認定とは別途、文部科学大臣の認可が必要です。文部科学大臣の認可に際しては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（以下「出資認可基準」という。）」に定められた規定を満たす必要があります。

【参考】

「国立大学法人法」

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

（略）

九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

（略）

2 国立大学法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

(略)

九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(略)

2 大学共同利用機関法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

「産業競争力強化法」

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

認定 VC 又は認定ファンドへの出資の意義について

【答】

1. 国立大学法人等から認定 VC 又は認定ファンドに出資する意義は、国立大学法人等の技術に関する研究成果の活用を促進し、国立大学法人等の研究の進展に資することにあります。
2. 国立大学法人等の経営安定性という観点から、国立大学法人等の自己収入の範囲に限って認められているものではありませんが、出資を通じて研究成果の社会実装を促進し、もってイノベーション・エコシステムの形成に資することが期待されるものです。

〔VC 及びファンドの認定に関する一般的事項〕

認定ファンドの投資先は、自大学発ベンチャーのみに限られるのか

【答】

1. 産業競争力強化法第二条第十項では、認定 VC 又は認定ファンドが実施する特定研究成果活用支援事業について、「国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するもの」と定めています。
2. 認定ファンドの資金供給（投資）先は、「国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者」であり、これは自大学の技術に関する研究成果のみならず、他の国立大学法人等の技術に関する研究成果を活用して設立した国立大学法人等発ベンチャーも含まれます。
3. ただし、ファンド総額に占める自大学からの出資額の割合以上は、自大学発ベンチャーに資金供給されなければなりません。すなわち、他の国立大学法人等発ベンチャーに資金供給できるのは、ファンド総額に占める自大学以外の者からの出資額の割合までが上限です。【実施指針第三号(4)】

【参考】

「産業競争力強化法」

（定義）

第二条

（略）

10 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

（略）

(4) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

認定 VC 又は認定ファンドの無限責任組合員が備えるべき体制について

【答】

1. VC が認定を受けるための VC の体制要件は、実施指針第三号(1)に定めがあり、ファンドが認定を受けるための当該ファンドの無限責任組合員（GP）の体制要件は、実施指針第三号(2)に定めがあります。具体的には、
- ①株式会社であること（VC のみ）
 - ②三分の二以上が関係国立大学法人等の役職員以外の者で構成される合議制の機関（支援・投資委員会）が設置されること
 - ③役員及び合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関が設置されること
 - ④役員及び合議制の機関の構成員が本事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者であって、そのうち一人以上は社外取締役であること
- 等が求められます。
2. 「③の役員及び合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関」とは、一般的な株式会社や VC において設置される監査役のことを指し、監査が適切に行われるのであれば人数の多寡を問うものではありません。
3. 「④の「本事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者」とは、例えば VC 等で実務経験がある者、リスクキャピタルの管理について十分な知識を有する者等を想定しています。
4. なお、VC はファンド持分の自己募集や出資を受けた財産の自己運用を行う機関であるため、文部科学大臣及び経済産業大臣の認定とは別に、金融商品取引法上の規制に服することになります。例えば、一般的に VC は適格機関投資家等特例業務を実施することになるので、管轄の財務局又は財務事務所を通じて内閣総理大臣に届出を行う必要があります（金融商品取引法第六十三条第二項）。

【参考】

「産業競争力強化法」

（特定研究成果活用支援事業計画の認定）

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を組合契約によって成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第四百七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（略）

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項
文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(略)

(2) 特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。

(略)

「特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令」

(特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請)

第二条 法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない

「金融商品取引法」

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条

(略)

2 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 他に事業を行っているときは、その事業の種類九その他内閣府令で定める事項

認定 VC 及び認定ファンドの国への報告義務について

【答】

1. 認定 VC 及び認定ファンドは、認定を受けた事業計画の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に文部科学大臣及び経済産業大臣に報告しなければなりません。【特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令第七条】
2. この報告は、指定の様式十一に基づいて実施した特定研究成果活用支援事業の内容を記載するものであり、認定 VC であれば定款の写し、認定ファンドであれば組合契約書、その他財務諸表等の書類を添付して提出することが求められます。
3. なお、平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）により政府から出資された資金を原資とするいわゆる「官民イノベーションプログラム」に係る4大学については、別途、内閣官房が主催する「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」への報告が求められていますが、国立大学法人等の自己収入を原資とする場合には、このような報告は不要です。

【参考】

「特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令」

(実施状況の報告)

第七条 認定特定研究成果活用支援事業者は、認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 当該法人の定款の写し

ロ 当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

ハ 当該法人が第二条第二項第一号又（1）及び（2）のいずれにも該当しないこと並びに当該法人の役員が同号ル（1）から（6）までのいずれにも該当しないことを証する書類

二 認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合 次に掲げる書類

イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

ロ 当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下このロにおいて「財務諸表等」という。）及び財務諸表等に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が第二条第二項第二号又（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと及び当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が同号ル（1）から（3）までのいずれにも該当しないことを証する書類

〔出資に関する一般的事項〕

国立大学法人等が出資を行う際の内部手続きについて

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC へ出資を行う際には、あらかじめ、国立大学法人法第二十五条第二項及び第二十七条に定められた役員会及び経営協議会において、審議を経ていなければなりません。【出資認可基準第一条第三号イ】
2. また、役員会及び経営協議会の意思決定においては、認定 VC の関係者（役職員や個人株主等）あるいは出資金の原資を提供する関係者（寄附者等）が主導的役割を果たさないようにするなど、利益相反への配慮が求められます。【出資認可基準第一条第三号ロ及びハ】

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。

ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

国立大学法人等が出資にあたり備えるべき体制について

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC 又は認定ファンドに対して出資を行おうとする場合には、①資金運用管理規程の整備及び②資金運用管理委員会の設置が求められます。

【出資認可基準第一条第三号二】

2. ここで、上記の①資金運用管理規程及び②資金運用管理委員会は、国立大学法人等が業務上の余裕金の運用を行う場合に備えるべき規程及び委員会と兼ねるものであっても構いませんが、リスクキャピタルの管理という観点から改めて体制を整備することが求められます。

3. なお、出資先のファンドが他の投資家から信頼を得るためにも、国立大学法人等は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者であると対外的に示すことも考えられます。例えば、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条に基づき、適格機関投資家として金融庁長官に届出を行うこと等が考えられます。

【参考】

「国立大学法人法」

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

- 一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買
- 二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）
- 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
 - イ 前二号に掲げる方法
 - ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

- 二 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。

- (1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。
 - (i) 資金運用管理にあたっての基本方針
 - (イ) 運用の目的
 - (ロ) 運用の目標
 - (ハ) 運用の範囲
 - (ニ) 運用の方法
 - (ii) 運用管理体制等
 - (イ) 運用の評価
 - (ロ) 資金運用管理委員会
 - (ハ) 資金の運用
 - (ニ) 運用報告
 - (ホ) 見直し
- (2) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。
 - (i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする事。
 - (ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とする事。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする事。
 - (iii) 四半期に一度以上開催する事。
- (3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。
- (4) 半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。
- (5) 会計監査人及び監事の監査を受けること。

出資の財源について

【答】

1. 国立大学法人等は、出資の財源として、運営費交付金相当額を充てることはできません。【出資認可基準第一条第二号イ(1)】
2. また、出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であることが必要です。【出資認可基準第一条第二号イ(2)】
3. 国立大学法人等において運営費交付金の算定の対象とならない自己収入としては、様々なものが想定されますが、出資財源に充ててよいか否かの判断は、当該自己収入の提供元の意図や提供の趣旨等を踏まえ、学内で検討・整理されるべきものです。

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

二 出資の財源に関すること。

イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。

- (1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。
- (2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。

出資の相手方が赤字の場合における出資の可否

【答】

1. 出資認可基準第一条第一号ホの定めにより、出資の相手方は、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当することが必要です。

(1) 3年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

(2) 特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

2. ここで、認定 VC 又は認定ファンドが実施する特定研究成果活用支援事業は、未上場のベンチャー企業の株を長期保有し、将来的にその企業が株式上場又は買収された際に株式を売却して、企業成長による値上がり益の獲得を目指すものであるため、累積損益はファンド清算時まで赤字となる可能性があります。

3. そうした特定研究成果活用支援事業の特殊性を踏まえ、例えば、追加出資することで民間出融資の増加が期待できる等の理由があれば上記(2)に該当し、ファンド清算時に黒字化するような事業計画を立てられるのであれば上記(3)の特段の事由に該当し、出資認可を受けることが可能です。

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

一 出資の相手方に関すること。

(略)

ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。

(1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

(2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

〔その他の事項〕

出資によって取得した株式を長期保有することの可否

【答】

1. 出資の対価として受け取った株式については、保有期間の制限はありません。
出資先企業の株式を寄附で受け取った場合についても同様です。
2. なお、平成29年8月1日付け通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」や平成31年1月27日付け「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」は、出資先企業の株式には適用されません。

【参考】

「平成29年8月1日高等教育局 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」

（略）

3. 株式取得後の留意点

1. (1)の寄附及び1.(2)の「収益を伴う事業」の対価として株式を取得した場合並びに2.の新株予約権の権利行使により株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

(1) 株式保有上の留意点

① 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められること。

② ①における「特段の事情」としては、例として次に掲げる事情があげられ、この場合には必要な期間保有し続けることができるものであること。ただし、国立大学法人等の業務が、法第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為も、当然に、当該国立大学法人等の業務の遂行の範囲内である必要があること。また、一定の期間の保有により、当該株式の価額が結果として下落する可能性があることも十分留意した上で国立大学法人等においてその保有を判断すること。

ア 寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、国立大学法人等が一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合（※2）

イ 「収益を伴う事業」の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わないとなつたと国立大学法人等が判断した場合

ウ 取得した大学発ベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招く恐れがある場合

国立大学法人等と出資先の株式会社との関係

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC へ出資する際、その対象法人は株式会社であるため、国立大学法人等は認定 VC の株主となります。このとき、国立大学法人等の自己収入を出資の原資としている場合には、持株比率（議決権比率）に特段定めはありません。
2. 出資者の権利として、株主は議決権を有し、例えば持株比率が 50% を超えると認定 VC は大学の特定関連会社（民間企業における子会社）となり、大学が認定 VC の経営等をコントロールできるようになります。また、国立大学法人等は当該特定関連会社を連結対象として連結決算を行うこととなります。

連結決算の要否

【答】

1. 国立大学法人会計基準上、連結決算を行わなければならない関係法人には、「特定関連会社」、「関連会社」、「関連公益法人等」の3種類があります。
2. これらは、関係法人に対する支配関係の強さ等から判定され、議決権の過半数を保有しているか50%以下でも一定の条件にあれば「特定関連会社」、議決権の20%以上を保有しているか20%未満でも一定の条件にあれば「関連会社」となります。
3. 特定関連会社及び関連会社については、原則として連結の範囲又は持分法の適用範囲に含め、連結財務諸表を作成することになります。

(参考) 国立大学法人の連結財務諸表について

連結財務諸表は、2つ以上の事業体からなるグループを単一の組織体と見なして、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告することを目的とした財務諸表であり、国立大学法人等における連結財務諸表は、公的な資金が供給されているという点で、国立大学法人等と関係法人とを一つの集団とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から作成します。